

「月刊自治研」2023年7月号より転載

『月刊自治研』定期購読について

- 年間購読料 8,976円 (本体8,160円+税10%)
- 1冊のみ 838円 (本体 762円+税10%)

◇定期購読料は年度分(4月号~次年度3月号)一括払いです。
年度途中からのお申し込みもお受けしています。
*請求書は冊子に同封いたします。

お申し込み方法

こちらのQRコードからお申込みいただけます



特集 着実な子育て支援にむけて

自治体が拓いた無償の学校給食時代

昨年以來、自治体による学校給食の無償化が大きく進んでいる。長年、学校給食の公会計化を突破口に無償化を提言してきた著者にその歴史からこの間の全国の動き、そして今後の展望をまとめていただいた。



教育行財政研究所主宰
中村 文夫

改革は自治体からはじまる

二〇二二・二三年は画期である。保護者負担が一般的であった学校給食費(食料など)の無償化が、一気に広がった。全国一七四自治体(東京二三区も含む)の四二・一%で、学校給食費の無償・一部無償が実施されている。過半に近いまでに拡大した学校給食費の無償化は普遍的な課題となった。地方の盛

なかむら・ふみお

一九五一年生まれ。さいたま市立学校事務職員、自治研地方教育行政作業委員会委員、専修大学等非常勤講師を経て、教育行財政研究所主宰。主な著作に『学校財政』(学事出版、二〇一三)、『子どもの貧困と教育の無償化』(明石書店、二〇一七)、『学校事務クロニクル』(学事出版、二〇二〇)、『アフター・コロナの学校の条件』(岩波書店、二〇二二)、『足元からの学校の安全保障』(明石書店、二〇二三編著)など。

りあがり中央での学校給食法の改正と財政補助を迫る。義務制公立学校の設置者は多くの場合、市区町村であり、学校給食を含め学校教育は自治体が管理・運営する。各自治体の自主性を尊重しつつ、全国化をはかることが、この小論の趣意である*。

明治の学制頒布以來、子どもたちの昼食は持参した弁当であったが、困窮した村や家庭の子どもは家に帰って食事をとったり、昼食時に校庭に出て遊んだり、教科書を読むふりをしたりして過ごしてきた。時として「愛情弁当論」が唱えられるが、それは博愛に欠けている。

学校給食は山形県鶴岡市の私立忠愛学校が一八八九年に困窮家庭の子どもに対して実施したのが始まりといわれる。戦前に

もわずかに拡がりは見られた。戦中の食糧難の時代には校庭などで穫り入れた食材を保護者などが学校で調理して食事を提供した。都市部では食糧の調達が難しく、また米軍の無差別空爆を逃れて学童疎開先でひもじさにも耐えた。戦後占領下の学校給食には、米国産の余剰農作物が有償無償で供給されていた。

学校給食という領域は担任教員ばかりでなく、学校給食調理員や学校栄養職員・栄養教諭、学校事務職員など住民の身近にいる自治体職員の総力で成り立つ。そこには制度設計、財源確保などで苦勞する教育委員会職員も必須である。日々の改善の努力によってつくりあげた仕組みを一変させたのが一九八五年の文部省「学校給食業務の運営について」の合理化通知だった。これによって合理化・業務委託の拡大、そして民営化、デリバリー給食の実施につながる悪しき流れが作り出されて今日に至る。

以下、学校給食費の取り扱いの課題からはじめ、無償化さらに公教育全体の無償化を実現する地平までを展望する。

保護者負担の解消の鍵は公会計化

(1) 学校給食法の法改正の必要性

戦後の食糧難の時、子どもの空腹を満たしたいと保護者・地域主導で拡がった学校給食を後付けで法制化したのが学校給食法（一九五四年）である。第四条には設置者は「学校給食が実

施されるように努めなければならない」とあり、実施は自治体ごとの任意の判断になる。したがって「令和三年度学校給食実施状況等調査」（文科省）でも中学校で完全給食を実施している自治体は八九・一％に止まっている。第四条の改正も必要だ。

財政負担については「第一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。二 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第一六条に規定する保護者の負担とする」と保護者負担が記されている。

二〇〇五年に食育基本法、翌年に食育推進基本計画が制定され、二〇〇九年に学校給食法は食育を加えて大改正された。この大改正にあっても保護者負担は削除されず、戦後直後に保護者などが自腹を切って先行実施した慣行の影響が続く。

(2) 学校徴収金・就学援助は教育後進国の証

子どもの貧困が七人に一人と貧富の格差の激しい日本である。学校徴収金は子育て世代には過重な負担である。その中でも学校給食費は占める割合が高い。保護者負担があることは教育後進国である証であろう。憲法第二六条第二項「義務教育は、これを無償とする」は限定的に解釈され、学校給食だけではなく

補助教材（主たる教材である教科書は国庫負担）や修学旅行など学校教育に必要なものが保護者負担となっている。無償の義務教育という戦後の教育理念は今日まで宿題として残されている。日本では義務教育段階の学校給食は、教育活動（特別活動）として実施されるといふ特異性をもっている。つまり食材は調理されて、教材として提供されているのである。学校給食費の未納は、まちの食堂での「食い逃げ」とは性格が異なる。

学校徴収金は広義の授業料であり、これに対して国（要保護世帯）および自治体（準要保護世帯）が一定の基準を設けて就学援助費を交付して結[＊]ってきた。自治体の準要保護の認定基準はそれぞれであり、そのため自治体ごとに認定・給付に格差が生じている。就学援助の改善も大事である。だが、特定の経済的狀態にある家庭を単位とする就学援助制度の根本的な問題は、一言でいえばその選別主義の限界にある。選別主義福祉政策は「劣等処遇」という属性を持っている。教育にあつては劣等処遇を原則とする選別主義ではなく、普遍主義からの福祉政策が適切である。税外負担そのものをなくすこと、つまり無償の学校給食自体を実現することに注力すべきと私は考えてきた。

(3) どんぶり勘定から公会計に

私会計である学校給食会計の矛盾を粗上[＊]にのせて公会計を実現し、それをステップにして学校給食費の無償化を実現する運

動を進めてきた。保護者が負担させられた学校徴収金は、自治体会計に繰り入れられることなく、学校長名義の私口座に集められ、地方公務員である学校の教職員（場合によっては教育委員会職員も）が集金、管理、支出（食料業者などとの契約・支払）という地方自治法第二一〇条（総計予算主義）、地方自治法第二三五条の四（現金保管）に違反した行為を漫然[＊]と行ってきた。いわば闇で流通するどんぶり勘定のお金である。そのため業者にとの癒着や不正経理が頻発した。また学校規模[＊]ごとの小さな財布では未納の影響は大きく、そのため未納家庭の子どもに給食を止めるなどのペナルティを含んだ徴収を行う実態もあった。さらに今回のコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻により流通が止まり、食材の提供が滞[＊]ったり、高騰したりしたことに対応できず、学校給食自体の存続が危ぶまれる事態も生じた。電話一本の取引など業者との正式の契約がないことが原因のひとつである。公会計化に改善することで自治体としての正規の財務取扱が実現し、議会の承認も得る財政民主主義が可能となる。学校給食費の是非も公に議論でき無償化への道も拓かれる。

文部省が行政実例[＊]で私会計を認めた一九五七年以来の根深い悪弊を除去するために、私は地方自治法第二一〇条に基づき学校給食費の公会計という法令遵守を呼びかけ、自治体からの取り組みを進めた。群馬県教委は二〇〇七年に公会計を県下各自

自治体へ要請していた。^{＊9}二〇一七年四月、参議院総務委員会での杉尾秀哉議員（立憲民主党）の質問にたいして総務省は「学校給食費は地方公共団体の歳入に計上する必要がある」との画期的な答弁を行い、文部科学省も「公会計化を進める」と回答をした。^{＊7}ついに文部科学省も二〇一九年に公会計化を求める通知を出し、行政実例での考え方から転換した。^{＊8}

住民の声を身近に聞いた自治体関係者による条例改正やシステム設計の努力が実を結んできた。私たち教育行財政研究所の継続した調査によれば、二〇二三年四月現在、公会計化した自治体は九二九団体、全自治体の五三・四％にあたる。^{＊9}実現のカギは合意形成のための粘り強い調整である。学校給食費の公会計化は、二〇一七年六月の五三四自治体から約五年で倍増している。文科省通知以降は政令市、中核市などの大規模自治体で公会計化が急拡大している。適正取引を可能とする公会計化を自治体のすべてで実施する機運が高まっている。先行した群馬県が一〇〇％、岩手県、茨城県が九〇％超えである。他方、宮崎県の七・七％など富山県、愛媛県、佐賀県、山形県、熊本県など一〇都県で三〇％未満と地域間格差が大きい。文科省「学校給食徴収・管理に関するガイドライン」（二〇一九年）を参考にして、関係部課の検討会を立ちあげ、食糧危機などの困難な状況にあつても学校給食が持続できる最良のシステムを作ることが肝要だ。

され、二〇一七年六月時点で学校給食費の無償自治体は北海道一二、群馬県八、沖縄県五、鹿児島県四など全国七五。第二子からの補助など一部無償自治体は二〇八、合計二八三と拡がりをみせた。

③ コロナ禍・食糧危機対応

学校給食実施の危機が露呈したのは二〇一八年からのコロナウイルスの感染拡大である。安倍元首相の掛け声で一斉休校（休業）になると、学校給食も提供ができなくなった。代わりに自治体主導で各地の実情に合わせた対策が講じられた。戦後に子どもを飢えさせないことから学校給食が始まったことを思い出させる。

教育行財政研究所は「コロナ対策に伴う保護者負担軽減調査」を二〇二〇年に発表した。^{＊11}政府の第二次補正予算が成立した二〇二〇年六月一二日までの自治体対応をまとめると、就学援助への給食費等措置自治体は一四九（八・六％）。年度内給食費無償化三〇、一定期間二二七、合計一五七（九・〇％）。給食費負担緩和措置を進めた自治体の割合が高い府県は、山梨県四四・四％、大阪府三四・九％、愛知県三三・三％であった。給食費無償化をすでに実施していた群馬県多古町・草津町では給食費相当額を給付。和歌山県太地町では小中学校・こども園の教職員が弁当を希望する家庭まで届け、合わせて子どもの様子を確

無償の学校給食という時代の始まり

（1）学校給食無償化の歴史

① 少子化・過疎化対応

学校給食費の無償を最初に実現したのは山口県和木町である。一九五一年から小学校で実施し、その後中学校にも拡大した。二〇〇六年には人口減少率が高く、少子化対策を始めた北海道三笠市が小学校（一九三人）を対象に一二三〇万四〇〇〇円を投じて実施した。二〇一〇年には群馬県南牧村が小中学校で実施した。二〇一二年には山梨県早川町、同丹波山村、奈良県黒滝村で始まっている。また、半額、第二、三子からなどの一部無償化も広がりを見せる。この段階では小規模自治体での過疎化対策に特徴がある。また人口増加地域である埼玉県滑川町は二〇一一年に幼稚園から中学校まで、時代の先をいく子育て対策として実施している。^{＊10}

② 子どもの貧困対応

二〇一三年、子どもの貧困対策法が成立し、さまざまに子どもへの福祉・教育施策が展開された。しかしその方向性は学力向上によって貧困からの脱出をめざす古典的な発想であり、学習支援が重点的であった。その問題点は別に論じなくてはならない。少子化・過疎化対策に、子どもの貧困対策の視点も加味

認していた。このような対応は神奈川県藤沢市でも実施されていた。そのほか、児童手当上乘せ一八九、児童扶養手当上乘せ三九〇、合計五七九（三三・三％、両方支援自治体はダブルカウント）など設置者としての責務を果たした自治体は、生き延びるには地域の力が第一であることを示した。

（2）四二％超と普遍化した実態と課題

① 地方から中央を包囲する

コロナ禍とそれに続くウクライナへのロシア侵攻が引き起した食糧危機は、従来の保護者負担に依拠した学校ごとの小さなどんぶりでの勘定を破綻させ、学校給食費のあり方の改善（公会計・無償化）の必要性を全国の自治体と国に認識させることとなった。転換の象徴は学校給食費の無償化の後進地であった東京二三区で葛飾区など一〇区（他に期間限定が世田谷区、大田区）が二〇二三年度実施（年度途中実施も含む）に踏み出したことである。また、千葉県内（五四自治体）では、県が二〇二二年度期間限定の給食費一部補助を実施したことが引き金となつて、無償二二、一部無償四一、合計五三自治体（九八・一％）と実施割合が全国一位となった。都道府県レベルの政策の重要性を実証した。

教育行財政研究所が五月に集計した「二〇二二年度学校給食費関連調査報告集約表」（無償化と公会計化の都道府県別実施自

②国としての役割に迫る二〇二三年国会
 国政レベルでの学校給食制度の改革が必要となっている。住民に直結した公教育の地方自治を尊重しつつ、それを補完する国の施策が重要だ。すでに二〇二二年に立憲民主党・維新は共

も懸念される。
 無償化の実施方法の課題も存在する。無償化を実施する場合も法第一一条第二項があるために、現状でも一度徴収してから返金する二度手間のシステムを用いている自治体が複数ある。シンプルにするためにも法改正は必須である。また、葛飾区は無償化の基盤である公会計化を実施していない。保護者負担を前提とする従来の発想の上に税金を投下したのであって、予算処理上に課題を残している。今後、国が学校給食費無償の制度化をはかり、財源措置が行われる場合に、公会計化していない自治体では財政処理が複雑化し多大な事務処理が発生すること

も懸念される。
 無償化の実施方法の課題も存在する。無償化を実施する場合も法第一一条第二項があるために、現状でも一度徴収してから返金する二度手間のシステムを用いている自治体が複数ある。シンプルにするためにも法改正は必須である。また、葛飾区は無償化の基盤である公会計化を実施していない。保護者負担を前提とする従来の発想の上に税金を投下したのであって、予算処理上に課題を残している。今後、国が学校給食費無償の制度化をはかり、財源措置が行われる場合に、公会計化していない自治体では財政処理が複雑化し多大な事務処理が発生すること

も懸念される。
 無償化の実施方法の課題も存在する。無償化を実施する場合も法第一一条第二項があるために、現状でも一度徴収してから返金する二度手間のシステムを用いている自治体が複数ある。シンプルにするためにも法改正は必須である。また、葛飾区は無償化の基盤である公会計化を実施していない。保護者負担を前提とする従来の発想の上に税金を投下したのであって、予算処理上に課題を残している。今後、国が学校給食費無償の制度化をはかり、財源措置が行われる場合に、公会計化していない自治体では財政処理が複雑化し多大な事務処理が発生すること

も懸念される。
 無償化の実施方法の課題も存在する。無償化を実施する場合も法第一一条第二項があるために、現状でも一度徴収してから返金する二度手間のシステムを用いている自治体が複数ある。シンプルにするためにも法改正は必須である。また、葛飾区は無償化の基盤である公会計化を実施していない。保護者負担を前提とする従来の発想の上に税金を投下したのであって、予算処理上に課題を残している。今後、国が学校給食費無償の制度化をはかり、財源措置が行われる場合に、公会計化していない自治体では財政処理が複雑化し多大な事務処理が発生すること

も懸念される。
 無償化の実施方法の課題も存在する。無償化を実施する場合も法第一一条第二項があるために、現状でも一度徴収してから返金する二度手間のシステムを用いている自治体が複数ある。シンプルにするためにも法改正は必須である。また、葛飾区は無償化の基盤である公会計化を実施していない。保護者負担を前提とする従来の発想の上に税金を投下したのであって、予算処理上に課題を残している。今後、国が学校給食費無償の制度化をはかり、財源措置が行われる場合に、公会計化していない自治体では財政処理が複雑化し多大な事務処理が発生すること

も懸念される。
 無償化の実施方法の課題も存在する。無償化を実施する場合も法第一一条第二項があるために、現状でも一度徴収してから返金する二度手間のシステムを用いている自治体が複数ある。シンプルにするためにも法改正は必須である。また、葛飾区は無償化の基盤である公会計化を実施していない。保護者負担を前提とする従来の発想の上に税金を投下したのであって、予算処理上に課題を残している。今後、国が学校給食費無償の制度化をはかり、財源措置が行われる場合に、公会計化していない自治体では財政処理が複雑化し多大な事務処理が発生すること

表1 ● 2023年度 学校給食費関連調査報告集約表 (教育行財政研究所 20230518)

都道府県	市区町村	無償	一部補助	給食費無償・補助計	割合	給食費公会計化	割合
北海道	179	44	37	81	45.3%	127	70.9%
青森県	40	15	6	21	52.5%	28	70.0%
岩手県	33	8	2	10	30.3%	31	93.9%
宮城県	35	11	3	14	40.0%	26	74.3%
秋田県	25	6	3	9	36.0%	14	56.0%
山形県	35	8	7	15	42.9%	9	25.7%
福島県	59	18	19	37	62.7%	25	42.4%
茨城県	44	7	20	27	61.4%	40	90.9%
栃木県	25	0	6	6	24.0%	7	28.0%
群馬県	35	17	13	30	85.7%	35	100.0%
埼玉県	63	10	13	23	36.5%	35	55.6%
千葉県	54	12	41	53	98.1%	46	85.2%
東京都	62	13	25	38	61.3%	18	29.0%
神奈川県	33	4	3	7	21.2%	20	60.6%
新潟県	30	2	11	13	43.3%	9	30.0%
富山県	15	1	4	5	33.3%	2	13.3%
石川県	19	5	4	9	47.4%	9	47.4%
福井県	17	2	5	7	41.2%	7	41.2%
山梨県	27	15	3	18	66.7%	22	81.5%
長野県	77	15	18	33	42.9%	22	28.6%
岐阜県	42	5	7	12	28.6%	22	52.4%
静岡県	35	2	5	7	20.0%	24	68.6%
愛知県	54	3	13	16	29.6%	35	64.8%
三重県	29	6	4	10	34.5%	9	31.0%
滋賀県	19	5	2	7	36.8%	17	89.5%
京都府	26	5	1	6	23.1%	12	46.2%
大阪府	43	8	2	10	23.3%	16	37.2%
兵庫県	41	6	8	14	34.1%	29	70.7%
奈良県	39	9	4	13	33.3%	21	53.8%
和歌山県	30	11	4	15	50.0%	22	73.3%
鳥取県	19	4	6	10	52.6%	8	42.1%
島根県	19	1	2	3	15.8%	9	47.4%
岡山県	27	1	4	5	18.5%	8	29.6%
広島県	23	1	1	2	8.7%	13	56.5%
山口県	19	6	2	8	42.1%	10	52.6%
徳島県	24	2	6	8	33.3%	13	54.2%
香川県	17	2	2	4	23.5%	9	52.9%
愛媛県	20	0	2	2	10.0%	4	20.0%
高知県	34	7	4	11	32.4%	16	47.1%
福岡県	60	2	13	15	25.0%	21	35.0%
佐賀県	20	6	4	10	50.0%	5	25.0%
長崎県	21	0	7	7	33.3%	10	47.6%
熊本県	45	9	12	21	46.7%	12	26.7%
大分県	18	2	0	2	11.1%	10	55.6%
宮崎県	26	7	3	10	38.5%	2	7.7%
鹿児島県	43	12	12	24	55.8%	13	30.2%
沖縄県	41	14	11	25	61.0%	27	65.9%
	1,741	349	384	733	42.1%	929	53.4%

自治体数は東京23区も含めた数。無償数は小中一方でもカウントする。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる一時的な措置の自治体は除いている。「公会計化」には、少なくとも公会計制度を導入している自治体を含む。

ちに提供できる自校給食で、アレルギー対応や外国にルーツを持つ子どもたちの食習慣にも最善の配慮をとれる予算を伴った制度設計が二世紀の課題である。学校給食が保護者にとつて「タダ」になることだけが目的ではない。学校給食費の無償化は地場産業の育成にもつながるが、利益目的の市場化の契機にならないためにも給食の質にこだわるのが重要である。

農林水産省は「みどりの食料システム戦略」を策定し（二〇二二年五月）、それを広げる環に学校給食も位置づけている。全国オーガニック給食フォーラム資料集「広がるオーガニック給食」（全国オーガニック給食フォーラム実行委員会、二〇二二年一〇月二六日）によれば、一二三自治体が有機食材の学校給食を実施している。その在り様もさまざまである。さらに給食無償化・一部無償自治体との重なりも千葉県いすみ市など少数にとどまり、まだ関係は薄い。

二つに東海テレビ（二〇二二年九月一八日）によれば、名古屋市立陽明小学校でPTAなどによつて「コミュニティ食堂」を二〇二二年九月からはじめている。希望する中学生以下無料で月一回の学内「子ども食堂」である。このような取り組みが広がることに期待したい。また、福祉厚生制度の一環に「給食費補助制度」を導入したケースでは、中西製作所（大阪市）が小学校に通う子どもを持つ社員に年間五万円を限度として実費支給をしている。^{＊15}

「集合袋の思想」と批判してきた。明らかに広義の授業料である事実を目を背けてきたのである。その額は文科省「令和三年度子供の学習費調査」によれば、公立小学校では学校給食費約三万九〇〇〇円のほか、ワーク・ドリルなどの補助教材費や修学旅行費、通学関係費などの学校教育費六万五九七四円。中学校では学校給食費約三万八〇〇〇円のほか、学校教育費一三万二三四九円もかかる。学校給食費はコロナ禍の影響による給食実施回数減や公的補助の拡大などにより前回調査よりも減少した。なお補助教材費、修学旅行費については税外負担を強いてよいとの法規定がなく、これらの学校徴収金自体の違法性は高い。また、二〇二三年にも宮崎県都城市（補助教材費、広島市（修学旅行費）、福井県（修学旅行費）などで次々と不正会計が発覚している。

無償の学校給食時代は同時にすべて無償の義務教育の扉を開くものである。教育行政研究所の調査（二〇二三年四月）では補助教材費について無償の自治体は二九、一部無償二一、予算範囲内補助三で合計五三自治体（三・〇％）。修学旅行費について無償二八、一部無償六四、予算の範囲内補助二五で合計一七（六・七％）である。

学校給食費だけでなく補助教材費も修学旅行費も無償としている完全無償自治体は、山梨県早川町など全国一一自治体を数える。北海道鹿部町が二〇二四年度からこれに加わる。

三つに平成の大合併以来、少子化・過疎化によつて公立学校統廃合が止まらない。子どもの足では通えない「無学校地帯」が広がる。リアルに学べる学校がなくなることで子どもたちの居場所がなくなり、学校給食もなくなる。遠隔通信教育で代替えできるものではない。この二五年間で廃校率は、小学校では青森、秋田両県で四五％、中学校では岩手、山形両県で三〇％にもなっている。^{＊14}子どもの数が減っているのが一番の理由であるが、学校の維持管理が地方財政の負担になつている要素もある。教員、学校栄養職員、事務職員の人件費は義務教育費国庫負担職員として一／三が国庫負担、二／三は都道府県・政令市負担であり、市区町村の負担はそれ以外の学校職員の人件費と学校施設などの維持管理費となつている（国からの補助金などは存在する）。最良の選択である自校給食には給食施設の維持管理と給食関連職員の雇用も生じる。学校の給食施設を廃止してデリバリー給食に転換する自治体も北海道に見られる。だが、学校給食費の無償化の機運を風にして、安全安心な産地消の食材を自校給食で提供する可能性も広がる。岐路に立つ学校給食が、どの方向に踏み出すかが問われる。

鉛筆一本からの無償へ

保護者負担は学校給食費だけではない。公費予算の不足分を補填できる都合の良いもう一つの財布とみなす発想を、私は

これからの合言葉は「鉛筆一本からの無償の学校」である。それは設置者である自治体が自前の公教育を行う前提である。

おわりに・普段使いの教育を

学校給食費の無償化は二世紀の学校のあり方を問うものである。それは食べることから始まる「生きる」のに必要な普段使いの教育の重視に立ち戻ることである。^{＊15}この小論では義務制公立小中学校を対象にした学校教育費を論じた。高校にも教育費の課題がある。私は岩手県立高校を対象にした分析を行った。^{＊16}一つに高校授業料の無償化は、私学優遇に変質し公立学校の統廃合を加速させている。公立高校の就学支援金は私学並み上積みが必要だ。二つに義務教育と相違して教科書は有償である。三つに学校統廃合により進路先高校への通学経費の負担増がある。鳥取県ほか各地の自治体で通学費補助の動きがでている。この三点の改善から始めることである。

国は戦後の高等教育への教育需要の増大に対して私立学校の拡大政策によつて対応してきた。授業料負担への大衆的反発が学生に広がる中で、私立学校振興助成法が一九七五年に成立した。一九八〇年には経常費の三〇％まで拡大したが、その後私立助成は切り下げられた。その分は、本人・保護者への過重な授業料負担として転嫁された。一つに経常費をベースとする私学助成の拡充が必要である。二つに学生生活を維持するための

奨学金制度の拡充も必須である。学生が学費などを稼ぐためにアルバイトに明け暮れるのは教育制度の貧困の象徴である。

まずは足元の義務教育段階の完全無償化である。その始まりは自治体が拓いた無償の学校給食である。

- * 1 自治労政治政策局（地域教育政策作業委員会）『自治労の地域教育改革 一六の提言』二〇〇九年。中村文夫「公教育の無償化への再構築―学校徴収金、とくに学校給食費の公会計化をステップとして」『第三四回兵庫自治研集会 論文部門奨励賞』二〇一一年。中村文夫「無償の学校給食という時代」『ながさき自治研』No.八四 二〇一二年。
- * 2 中村文夫『子どもの貧困と教育の無償化』第二章 無償化に向けた諸課題」（明石書店、二〇一七）。
- * 3 中村文夫『学校財政』（学事出版、二〇一三）。
- * 4 中村文夫『子どもの貧困と公教育』付録『学校給食費の公会計化を目指す人のためのQ&A』（明石書店、二〇一八）。
- * 5 文部省管理局長回答『学校給食費の徴収、管理上の疑義について』（一九五七年）など四行政実例。
- * 6 群馬県教育委員会「学校給食費の公会計処理への移行について（通知）二〇〇七年三月二〇日。
- * 7 『子どもの貧困と教育の無償化』第二章 無償化に向けた諸課題」。

* 8 文部科学省「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」添付資料「学校給食徴収・管理に関するガイドライン」（二〇一九年七月三十一日）。中

村文夫「アフター・コロナの学校の条件」（岩波書店、二〇二二）。

* 9 調査手法は、一自治体の条例、要綱、二教育委員会議事録など、三自治体報告・広報類、四新聞情報、関係者聞き取りによって当研究所が把握した範囲での集計。

文部科学省「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について」（二〇一九年二月現在）の「公会計化等」の観点は、教員の業務負担軽減などであり、①公会計制度を導入、②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施、の双方を満たしたものである。

* 10 中村文夫「次世代に向けての自治体経営―埼玉東滑川町の事例」『るびゅ・さあんとる』No.一六（東京自治研究センター）。

* 11 教育行財政研究所「『コロナ対策に伴う保護者負担軽減調査』報告」『学校事務』二〇二〇年九月号。

* 12 学校事務職員時代からの知人・米孝平さんに先導してもらい議員要請を行った。

* 13 中西製作所「国内では貴重な、会社からの子どもの給食費支給」を実施」（二〇一三年四月二十八日）。

* 14 武波謙三「足元からの学校の安全保障」第三章 公立学校がなくなり、残った学校もスカスカ」（明石書店、二〇一三）。

* 15 中村文夫「足元からの学校の安全保障」第四章 学校給食の安全保障。

* 16 『子どもの貧困と教育の無償化』第三章 幼小中学校から大学までの公教育の無償化」。